

自治区女性会等講師料助成事業について

地域における男女共同参画社会の実現に向け、自治区女性会の研修等における講師料を助成しますのでご活用ください。

1. 対象となる団体

自治区女性会※、自治区内の女性で構成された自主グループ

※自治区コミュニティの諸団体として自治区内に組織され、自治区運営に参画する女性の団体

2. 助成対象となる事業

● 令和4年7月から令和5年2月末までに実施する以下の事業について、助成の対象とします。

(1) 男女共同参画社会の推進啓発事業

① 会員以外も対象とした公開の事業 上限 20,000円まで

【例】・自治区内住民を対象とした講座として…「女性の視点を生かしたまちづくり」
「お父さん(と子ども)の料理教室」

② 会員のみを対象とした事業 上限 5,000円まで

【例】・女性会の研修として…「男女共同参画とは」
「地域活動を円滑にするコミュニケーション」
「DV(ドメスティックバイオレンス)・デートDVとは」など

(2) 会員同士の交流を図る事業 上限 3,000円まで

【例】・女性の健康づくり(ヨガ、体操など)

● 助成金額は上記金額を上限として、豊田市の講師料基準に基づいて市が決定します。

● 同じ事業に対して、市から補助金が支給されている場合は助成の対象外とします。

● 実施する団体の会員以外の講師の場合に限ります。

3. 申請・手続について

● 原則、実施日の2週間前までに、キラッ☆とよた(とよた男女共同参画センター)窓口へ実施計画書(様式1)を提出してください。審査後、結果をお知らせします。

● 予算に限りがありますので、先着順に受付します。

● 事業を実施後、実施報告書(様式2)を提出していただきます。

※各種様式については、とよた男女共同参画センターのホームページからもダウンロードできます。

(URL: <https://clover-toyota.jp/>)

4. 申請期間

● 令和4年7月5日(火)から令和5年1月31日(火)まで